

「動物愛護法」改正 署名のお願い

動物虐待に厳罰を

現行法では、どんなに猟奇的な犯行であっても、動物に対する虐待犯罪には執行猶予がついてしまいます。

**2018年は、通常国会において動物愛護管理法の
5年に一度の改正の年です。**

署名は

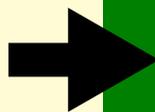
- ・内閣総理大臣
- ・環境大臣
- ・国家公安委員会委員長
- ・警察庁長官
- ・衆議院議長
- ・参議院議長
- ・犬猫の殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟に届けられます。

動物愛護法について

現行法

(1) 動物を殺傷した場合：

2 年以下の懲役又は
200 万円以下の罰金



改正案

5 年以下の懲役又は
500 万円以下の罰金

(2) 動物を遺棄・虐待した場合：

100 万円以下の罰金



300 万円以下の罰金

どんなに猟奇的な犯行であっても
動物に対する虐待犯罪には

執行猶予

がつくのが現実です。

+

警察と連携した動物虐待事案を専門に
取り扱う機関

**アニマルポリスの
設置**

動物に対する犯罪を厳しくし、無くしていく努力をするということは、人間に対する猟奇的な犯罪を抑制することにも繋がります。

2018年は、通常国会において動物愛護管理法の5年に一度の改正の年です。

現行法では、どんなに猟奇的な犯行であっても、動物に対する虐待犯罪には執行猶予がついてしまい、大矢のような人間は野放しになり、近隣に住む人間が怯えて暮らさなくてはなりません。

このような虐待犯罪の厳罰化を求めることは、2次、3次犯罪を防ぐことにもなります。

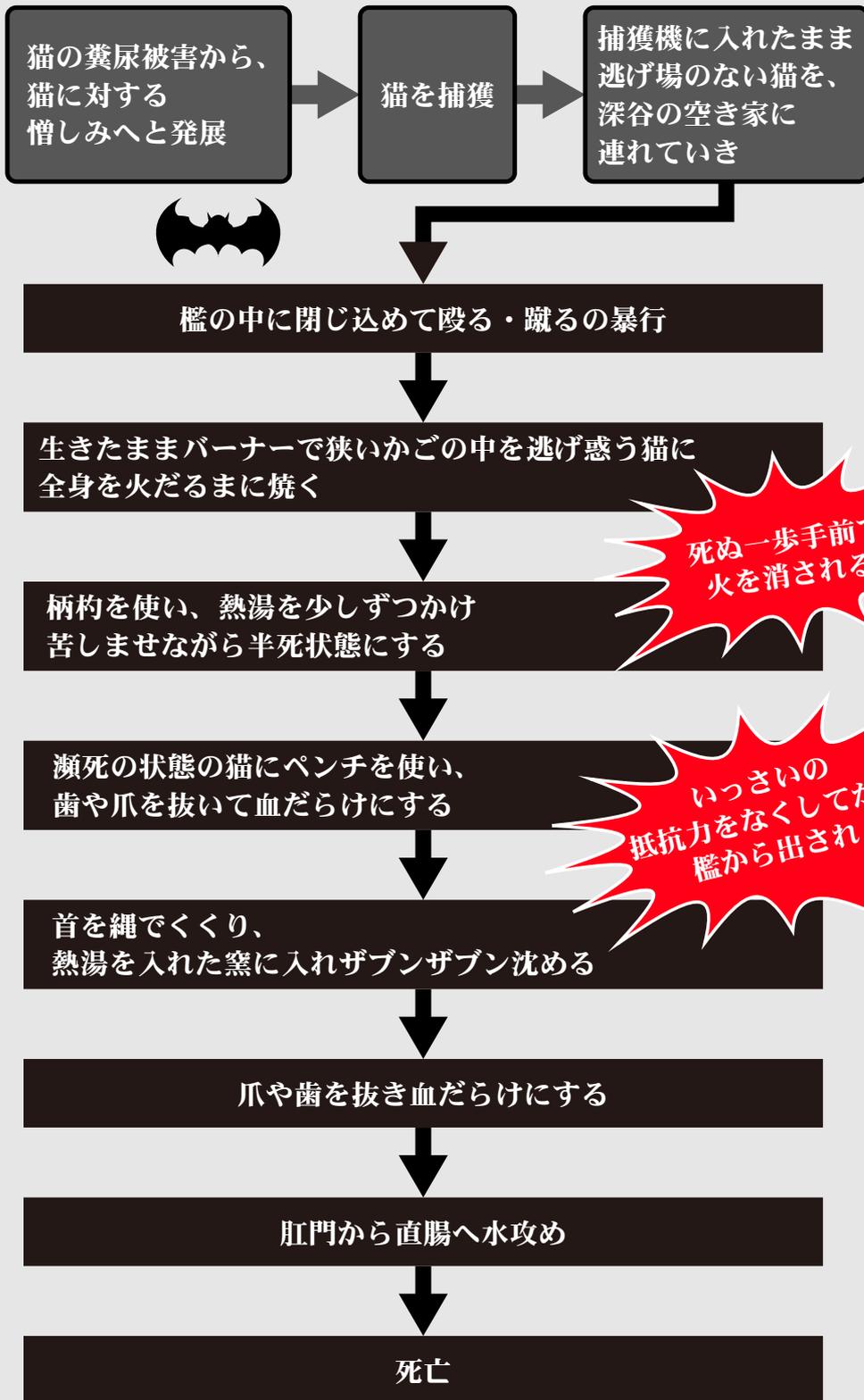
現行法の限界 ～世論と司法との認識の乖離～

「人と猫の共生を図る対策会議」の内田明氏は大矢誠事件について「証拠が揃っていて本人も容疑を認めており、実刑を下すのにこれだけ良い機会はなかった。米国では猫 21 匹殺害して懲役 16 年、犬の虐待で懲役 60 年の判決も出ている。来年の動物愛護法改正では重罰化に向けて働きかけていきたい」

杉本彩さんも、「現行法（2 年以下の懲役または 200 万円以下の罰金）では実刑にもっていくには限界があると感じた」と語った。また、こんな残虐なことをしたのにも関わらず執行猶予がつくという判決に同席した佐藤光子弁護士は「動物虐待の事件はだいたい略式起訴か罰金刑で軽く扱われている。今回も犯行内容からすると、13 件にしては決して重い求刑とはいえない。世論と司法の認識が乖離している。改正法では実刑も視野に入れた懲役 5 年も検討に入れるべき」と指摘した。

【大矢誠事件の経緯と判決】

悲惨すぎる虐待・殺害の手法



現行法の限界

この残虐さでも執行猶予

2017年12月12日
【東京地裁判決】

懲役1年10月

執行猶予4年

12月12日の第2回公判日には、27席の一般傍聴券を求めて208人が並び、事の重大性を感じさせました。

閉廷後、「やはり・・・」と旧態依然とした判決に落胆した法廷に入れなかった100人超の愛猫家たちからはすすり泣く声が漏れながらも、失意のうちに殺された猫たちを弔う合同葬儀の様相となり、1分間の黙とうが捧げられました。

裁判で確定されただけでも最低13匹はこのような方法で虐待・惨殺され、更に大矢はこれらの行為を動画撮影し、インターネット（2ch）に投稿していた。その際、大矢は性的に興奮していたという。

動物虐待は殺人や強姦などの 重犯罪の予兆

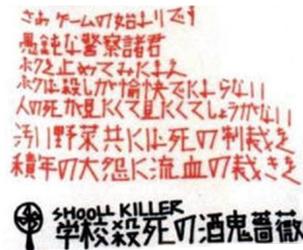
【過去の事例】

宮崎勤



年少のころより、動物に対して残虐な行為を行っていたという報告もあり、他の事件においての事例も含め、動物虐待行為が、これらの異常性も見られる犯罪行為の予兆であると考えられる向きもある。

酒鬼薔薇聖斗



小学校5年の時から動物に対する殺害を始め、最初はなめくじやかえるが対象だったが、その後は猫が対象になった。自分自身が友人に、全部で20匹ぐらいの猫を殺したと語っている。

宅間守



小学校では自分より強い児童にはいじめられていたが、自分より弱い児童に対しては徹底的にいじめた。いじめられっ子であると同時にいじめっ子であった。また、猫等の動物を新聞紙に包んで火をつけて殺害した事もあった。



海外との比較

今年1月、アメリカ連邦捜査局（FBI）は、動物虐待の取締りを強化し、軽犯罪から重犯罪にレベルを引き上げるとともに、犯罪データベースで扱うようになった。

これは「犯人逮捕の情報に役立つ意味が大きい」という事だけではなく、動物虐待と人間への暴力犯罪との相関関係は、今や見過ごせないものになっているからだ。

犯罪プロファイリングが進んでいるアメリカの種々の研究によれば、軽犯罪者よりも重犯罪者のほうが、動物虐待歴が高いことがわかっている。

動物虐待は人間への暴力行為、ひいては凶悪犯罪の予兆とみなされるのだ。

識者も**動物虐待は連続殺人犯やレイプ犯の赤信号**だと明言している。

では大矢はどうだろうか。

日本の法律の範囲内で裁かれた判決は執行猶予付き、周囲の若干の監視の目があるにしても今この瞬間もこれからも野放し状態が継続されることになる。

法律家のための情報サイト「HG.org」でも、動物虐待者の約7割が後に犯罪者になっていることや、動物虐待者はそうでない人に比べて暴力事件で検挙される率が5倍、薬物犯罪での検挙率は3倍という数字が出ている。

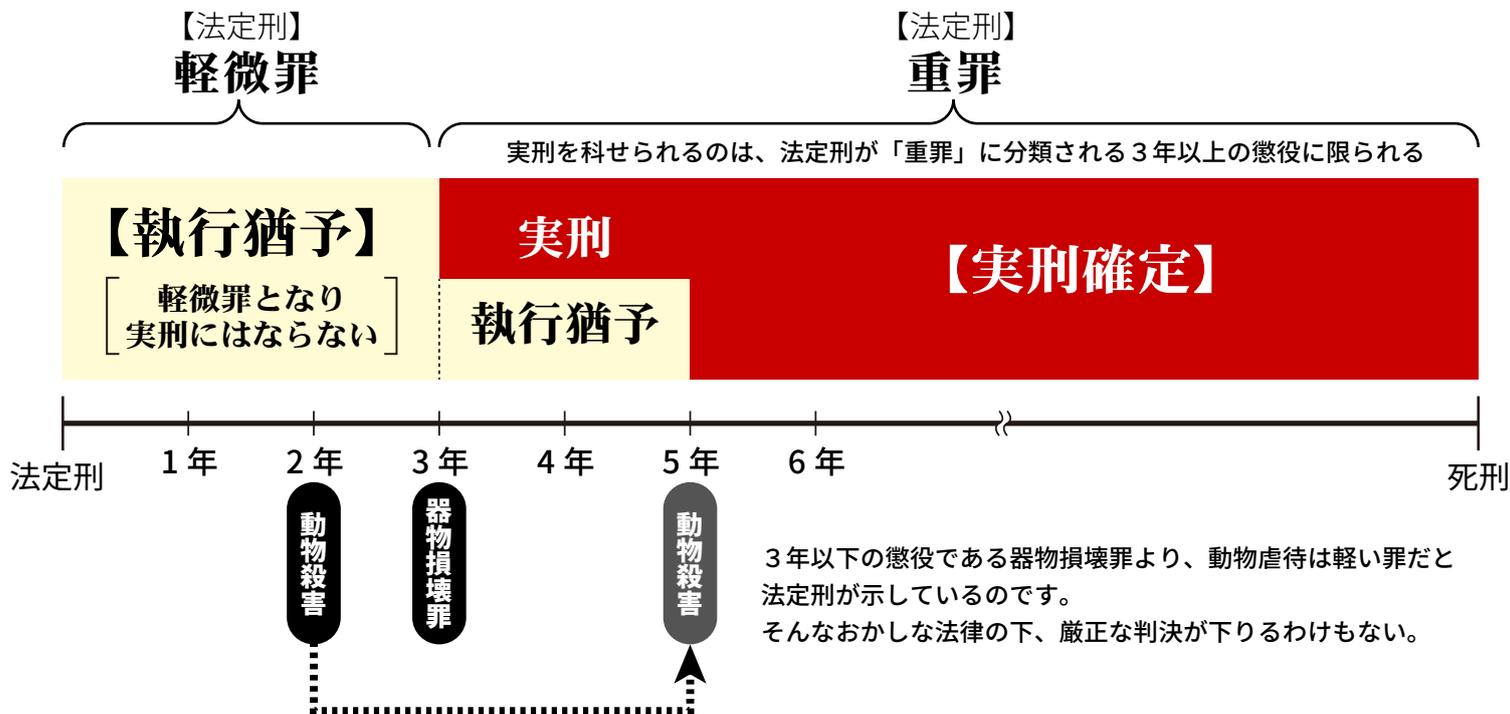
犯罪は起きてからでは遅いのだ。

刑法は犯罪者を罰すべくものであるが、特に動物愛護法改正に関しては本来の目的である抑止については全く効果を発揮できていないどころか、逆に犯罪を助長しているように思われる。

厳罰と現実の狭間

5年以下の懲役を求める理由

本当は長期刑を望みたい



困難な法定刑上限での求刑

実際、法定刑の上限で求刑することは、情状の余地が全く無く社会的制裁を受けていない等の特段の事情が無い限り困難です。ですから、法定刑は余裕を持って、少なくとも5年以下の懲役としておかないと実刑判決を得ることは難しくなります。

